

令和6年度から、専攻の区分「比較文化」の修得単位の審査の基準を改正します。改正後の審査基準による学位授与申請の受付は、令和6年度4月期からとなりますので注意してください。

専攻の区分

専攻分野の名称

15 比較文化

教養又は学芸

比較文化は、個別の文化を異なる文化との対比や影響関係において研究する学問分野である。最近では、伝統的な受容・影響・異文化交流研究に加え、文化現象の多層性や越境性に注目したカルチュラル・スタディーズもこの学問領域の研究活動として活発になっている。まず関心をもつ文化の諸要素について学修したうえで、他の文化の諸相も視野に入れた研究テーマを選ぶことが望ましい。学士の学位を得るためには、(1)比較社会に関する科目、(2)比較文化に関する科目、(3)比較思想に関する科目、(4)文化人類学に関する科目、(5)文化地理学に関する科目、の5区分の中から、2区分以上にわたって学修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位 (62 単位以上)

専攻に係る授業科目の区分	専門科目 (32 単位以上)	
	○比較社会に関する科目 ○比較文化に関する科目 ○比較思想に関する科目 ○文化人類学に関する科目 ○文化地理学に関する科目	左の区分のうちから2区分以上にわたること
	関連科目 (8 単位以上)	
	◇地域研究に関する科目 (各地域の言語に関する科目を除く) ◇国際関係に関する科目 ◇科学技術論に関する科目	

■ 専門科目の例 ■

○比較社会に関する科目

比較社会論、比較法、比較政治論、比較体制論、情報社会論、社会心理学、比較教育など

○比較文化に関する科目

比較文化論、比較文学論、現代文化論、生活文化論、異文化間コミュニケーション、多文化共生論、情報文化論、比較言語論など

○比較思想に関する科目

比較思想論、比較社会思想論、比較宗教論など

○文化人類学に関する科目

文化人類学、社会人類学、民族学、民俗学、観光人類学、心理人類学など

○文化地理学に関する科目

文化地理学、人文地理学、比較地理学、観光地理学など